

無料相談

■市民総合相談課(市役所本庁舎 28 番窓口)【予約不要】

《くらし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど(専門相談員対応)

とき：平日8:30～17:15(面談・電話相談)
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること(専門相談員対応)

とき：平日8:30～17:15(面談・電話相談)
☎ 0857-20-3863

※土日祝日(年末年始以外)は消費者ホットライン ☎ 188(局番なし)をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課(28番窓口)
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回(弁護士対応)

とき：11月1・8・15・22日(火)
13:00～15:30(定員各5人・1人30分以内)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：10月25日(火)8:30～
(先着順、定員になり次第終了)

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】(社会保険労務士対応)

とき：11月9日(水)13:00～15:30(定員5人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：11月2日(水)17:15まで
(先着順、定員になり次第終了)

■土地境界に関する相談【電話予約制】(土地家屋調査士対応)

とき：11月17日(木)13:00～15:45(定員3人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：11月10日(木)17:15まで
(先着順、定員になり次第終了)

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会です。

とき：11月16日(水)13:30～15:00 ※要予約

ところ：県庁議会棟第13・14会議室

☎ 県消費生活センター
(県庁第二庁舎東部消費生活相談室)
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

鳥取行政監視行政相談センター (10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間)

■行政への困りごと相談

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど

とき：10月12日(水)・18日(火)・25日(火)・
11月4日(金)13:30～15:00

ところ：10月12日＝輝なんせ鳥取
10月18日＝さざんか会館
10月25日＝トスク本店インフォメーションルーム
11月4日＝麒麟 Square 情報スペース

■一日合同行政相談所 ※要予約(10月13日～19日)

とき：10月26日(水)13:00～16:00

ところ：とりぎん文化会館1階

内容：登記、年金、相続、法律トラブルなど ※法務局、年金事務所、鳥取市、弁護士、司法書士、行政書士、行政相談委員、鳥取行政監視行政相談センター対応

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

とき：10月13日(木)13:00～16:00

ところ：さざんか会館

内容：人権問題全般(人権擁護委員対応)について、人権侵害が認められる相談については調査救済(法務局対応)を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日(8:30～17:15)は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談(行政書士制度広報月間)

■行政書士会無料相談 ※要予約

・10月8日(土)10:00～15:00(1人30分程度)
中央図書館2階多目的ホール
・11月6日(日)10:30～14:30
用瀬図書館3階おはなしの部屋

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

■外国人無料相談会 ※要予約

とき：10月12日(水)10:00～12:00

ところ：鳥取県立図書館2階 ※英語・中国語対応可

内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

司法書士法律相談会

とき：10月18日(火)16:00～18:00

※要予約(前日まで)

ところ：鳥取県立図書館2階小研修室

内容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見など

☎ 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

調停なんでも相談会

とき：10月28日(金)10:00～15:00 ※予約不要

ところ：とりぎん文化会館第5・6会議室

内容：お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産分割などの家庭内のもめごとなど

☎ 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎ 0857-22-2171

空き家・空き土地・不動産こまりごと相談

とき：11月10日(木)13:00～16:00

※要予約(10月25日(火)16:30まで)

ところ：とりぎん文化会館1階展示室

内容：空き家・空き土地の活用、不動産に関する相談ほか ※弁護士・税理士・司法書士・建築士・土地家屋調査士宅地建物取引士対応(1人30分)

☎(公社)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
☎(公社)全国宅地建物取引業保証協会鳥取本部
☎ 0857-27-1844

市民伝言板 市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

久松山麓合唱祭

時：10月23日(日)13:30～/所：市民会館大ホール/容：合唱を愛する市民コンサート/料：500円(高校生以下無料)▷プレイガイド：市民会館ほか/連：山根 ☎ 050-3703-2981

※12月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、10月14日(金)までに、ハガキ、ファクシミリ(☎ 0857-20-3040)または電子メール(✉ shihou@city.tottori.lg.jp)で秘書課広報室まで

紙面の都合により掲載できない場合があります。あらかじめご了承ください。

ガード博士からのランポイント!

留守番電話を活用するのにも有効じゃよ!



市役所などの公的機関や金融機関の職員が還付金手続きのためにATMの操作をするようお願いすることは絶対にありません。「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。少しでも不審に思ったら、本消費生活センターや警察に相談してください。本市では、特殊詐欺防止対策として、通話録音機能付電話機などの購入費を補助しています。補助の対象に条件がありますので、本消費生活センターまでお問い合わせ下さい。

市役所を名乗る電話があり、「介護保険料の払い過ぎがある。書類を送ったが手続きされていません。手続きの期限は先月末までだったが、今日ならまだ間に合う」と言われ、口座のある銀行名を聞かれ答えた。その後、その銀行を名乗り、「窓口が混んでいるので、携帯電話を持ってスーパーのATMに行ってください」と電話があった。不審だ。

問 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3919
☎ 0857-20-3863



No.115 ガード博士とMeeple助手の消費者トラブル講座

事業所・家屋敷課税 市税のおはなし

問 本庁舎市民税課(21番窓口)
☎ 0857-30-8146 ☎ 0857-20-3921

本市に住民登録をしていなくても、本市内に事務所や事業所・住宅を有する人には、「事業所・家屋敷課税」として、住民税の均等割額(5500円)を納めていただきます。住宅などの保有や老朽状況、入居者の有無などで課税に該当しない場合がありますので、詳しくは市民税課へご相談ください。